

写真付き住民基本台帳カードの活用を

写真付き住民基本台帳カードは、行政機関や金融機関などの窓口で身分証明書の提示を求められた際に、運転免許証やパスポートをお持ちでない方も公的な証明書として使えます。

カードには、生年月日、性別、氏名、住所の必要最小限の情報が記載されます。また、写真なしのカードも選ぶことができます。

カードは1枚500円で、役場窓口で交付します。(10年間有効)

さらに、自宅のパソコンから行政機関に対してインターネットを使って申請や届出ができるサービスを利用する際に、申請者の成りすましや申請内容の改ざんなどを防ぐためのセキュリティ確保の手段(電子署名)を提供する公的個人認証サービスを利用することができず。(1件500円で、3年間有効)

問合せ 役場住民課(電話 0333)

放送大学4月入学生募集

放送大学は、テレビで授業を行う通信制の大学です。働きながら学びたい、生涯学習に興味があるなど、様々な目的で、幅広い世代の人が学んでいます。

現在、平成19年4月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問合せください。

募集学生の種類

教養学部 科目履修生(6か月在学し、希望する科目を履修)、選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)、全科履修生(4年以上在学し、学士の学位の習得を目指す) 大学院 修士科目生(6か月在学し、希望する科目を履修)、修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修) 受付期間 平成19年2月15日(木)まで

資料請求(無料)・問合せ先  
〒680 0845 鳥取市  
富安2 138 4 (鳥取市役所駅南庁舎5階)  
放送大学鳥取学習センター  
(電話0857 372351)

放送大学ホームページ  
<http://www.u-air.ac.jp>

鳥取県産ナタネ油  
ブランド名募集

鳥取油田開発計画推進機構では、鳥取県産のナタネ油生産などを行います。現在、鳥取県産ナタネ油のブランド名を募集しています。

募集名称 県内産ナタネで作られたナタネ油にふさわしい名称で、誰もがこの油を使っているなら、サラダなどに使いたくなるようなおもしろいブランド名

対象 誰でも応募できます  
応募方法 応募用紙に作品を記入し、平成19年2月28日までに事務局まで郵送、FAXなどで応募する

その他 入選作品にはナタネ油の賞品あり

応募用紙請求、申込先 〒680 0032 鳥取市茶町204 鳥取油田開発計画推進機構事務局(株)アイ、ヒューマンネット(電話0857 224620、FAX0857 224621)

## 年末年始の各業務日程

役場・図書館業務

役場一般業務と図書館業務は、12月29日(金)～1月3日(水)まで休みます。

可燃ごみの収集

12月30日(土)まで可燃ごみの収集をします。年末年始は12月31日(日)から1月3日(水)まで休みます。

クリーンセンターくぬぎの森へのごみの持ち込み

12月30日(土)午前11時まで持ち込みする量は、軽トラック1杯分以内にしてください。

問合せ クリーンセンターくぬぎ

の森(電話74 0333) 役場産業振興課(電話72 2101)

リサイクルプラザ(伯耆町)への資源・不燃ごみなどの持ち込み  
12月29日(金)午後5時まで

し尿汲み取り

12月29日(金)午後から、1月4日(木)まで休業します。早めにお申込みください。

問合せ いづはら日野営業所(電話75 3701)

町営バス

12月30日(土)～1月3日(水)まで運休します。

おしどりバス

根雨駅と日野病院の間を無料運行している「おしどりバス」は、12月29日(金)から1月3日(水)まで運休します。

日ノ丸バス(米子線)

12月31日(日) = 起点を午後6時1分発以降の便は運休。1月1日(月)～3日(水) = 起点を午前9時59分発以前と、起点を午後5時1分発以降の便は運休。

1月1日～3日の間は、日・祝日用のダイヤを基本とします。

問合せ 日ノ丸自動車(株)米子支店(電話0859 32 2123)

積雪時の町道閉鎖区間について  
冬期間の積雪時には、次の町道を閉鎖します。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

- 町道日野金城1号線(野田地区を除く全線)
- 町道日野金城2号線(全線)
- 町道上菅花口線(全線)
- 町道濁谷滝山線(バス路線を除く全線)
- 町道鶴の池線(長楽寺から主要地方道日野溝口線合流地点まで)

問合せ 役場産業振興課 建設係  
(電話 72-2101)

鳥取県民手帳  
2007年版発売中!



1冊 500円  
色は、黒、赤、水色の3色  
役場総務企画課または役場黒坂支所で購入できます

## 産業別最低賃金が改正

12月20日から「鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」が1時間714円に、同じく「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が1時間685円に改正されました。

12月20日以降の県の最低賃金は次のとおりです。

### 鳥取県最低賃金

1時間 614円
発効年月日：平成18年10月1日

### 産業別最低賃金

最低賃金の名称	最低賃金額	発効年月日
鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金	1時間 714円	平成18年12月20日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	1時間 685円	平成18年12月20日

詳しくは、鳥取労働局賃金室(電話 0857-29-1705)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働基準監督署 電話 0857-24-3211  
米子労働基準監督署 電話 0859-34-2231  
倉吉労働基準監督署 電話 0858-22-6274

財団法人全日本交通安全協会では、飲酒運転の根絶のため、新たな国民運動として「ハンドルキーパー運動」を展開しています。

「ハンドルキーパー運動」とは、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て酒を飲まない人を決め、その人は酒を飲まず仲間を自宅まで送り、飲酒運転を防ぐ運動です。

年末年始を迎え、飲酒の

機会が増えてきます。酒を飲んで車を運転すると、自制心や判断力などが低下し、悲惨な交通事故を起こすこととなります。

次の4か条を守り、飲酒運転をしない・させないようにならう。

酒を飲んだら運転しない  
運転するなら酒を飲まない  
運転する人に酒をすすめない  
飲酒運転を許さない

飲酒運転根絶を目指し  
「ハンドルキーパー運動」にご協力を



ハンドル  
キーパー